変　更　理　由

市街化区域内の農地は、都市の中の貴重な緑のオープンスペースとして機能し、災害時の避難場所となる等、豊かで安全な都市生活の実現に貢献している。

このため、周辺の公園、緑地等の整備状況に鑑み、農地等の持つ緑地機能を都市計画上積極的に評価し、優れた緑地機能を有する市街化区域農地等を計画的に保全しようとする旨の都市計画の基本的な考え方に従って、生産緑地地区を指定している。

このうち、新たに生産緑地地区の指定申出があった農地について、浜松市生産緑地地区指定指針に基づき審査し、指定要件に適合した農地等約 0.1ha を追加する。また、主たる農業従事者の死亡又は故障に伴う買取りの申出により、生産緑地法の行為制限が解除され生産緑地地区としての機能を満たさなくなった農地等約 0.9ha を除外する。その結果、合計約 15.4ha を、生産緑地地区として本案のとおり変更するものである。